

平成二十三年六月二日付け広島県報（定期）第四十四号に登載の広島県告示第五百五十二号（保安林予定森林にする旨の通知）の一部を次のように訂正する。

農林水産局森林保全課長

ページ	行	誤	正
一	七から一七まで	<p>東山中丸一二三一、東山大留一二三二、東山水呑久保一二三三、東山ホソゴイ一二三四の二から一二三四の三まで、東山バ、コター一二三六の三、一二三六の五、東山麦ヶ迫一二三七の二から一二三七の四まで、東山小田一二三九の三から一二三九の七まで、東山東山一二四一、東山水クミ一二四二の二から一二四二の四まで、東山大留口一二四四の一、一二四四の二、物造筋大留口一二四六の二、一二四六の二、一二五三の二から一二五三の三まで、物造筋大留一二四七の二、一二四七の二、物造筋小田上一二四九、物造筋平岩一二五一の二、一二五一の三、物造筋一本堂一二五二、物造筋コンヤカサコ一二五二、東二〇四四、二〇五〇、宮之前大トメノ口三二七九、三二八〇、宮之前大トメ三二八一、三二八三、三二八五、三二八六、宮之前大トメノ口三二八二、宮之前紺屋迫三二八七、宮之前大トメヲク三二八八、三二八九、宮之前小丸大トメ三一九〇</p>	<p>字東山中丸一二三一、字東山大留一二三二、字東山水呑久保一二三三、字東山ホソゴイ一二三四の二から一二三四の三まで、字東山バ、コター一二三六の三、一二三六の五、字東山麦ヶ迫一二三七の二から一二三七の四まで、字東山小田一二三九の三から一二三九の七まで、字東山東山一二四一、字東山水クミ一二四二の二から一二四二の四まで、字東山大留口一二四四の一、一二四四の二、字物造筋大留口一二四六の二、一二四六の二、一二五三の二から一二五三の三まで、字物造筋大留一二四七の二、一二四七の二、字物造筋小田上一二四九、字物造筋平岩一二五一の二、一二五一の三、字物造筋一本堂一二五二、字物造筋コンヤカサコ一二五二、字東二〇四四、二〇五〇、字宮之前大トメノ口三二七九、三二八〇、字宮之前大トメヲク三二八七、字宮之前大トメヲク三二八八、三二八九、字宮之前小丸大トメ三一九〇</p>